

議案第10号

加西市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

加西市都市公園条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年2月27日提出

加西市長 西村 和 平

加西市都市公園条例の一部を改正する条例

加西市都市公園条例（昭和 60 年加西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 1 章 総則（第 1 条）」 を

「第 1 章 総則（第 1 条） に改める。

第 1 章の 2 都市公園の設置（第 1 条の 2—第 1 条の 5）」

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 都市公園の設置

（都市公園の設置の基準）

第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項の規定による条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。）第 2 条に定める基準をもって、その基準とする。

第 1 条の 3 市の区域内に設置する都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

（公園施設の設置の基準）

第 1 条の 4 法第 4 条第 1 項本文の規定による条例で定める割合は、100 分の 2 とし、同項ただし書の規定による条例で定める範囲は、政令第 6 条第 2 項から第 5 項までに定める範囲をもって、その範囲とする。

（新設特定公園施設の設置の基準）

第 1 条の 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 13 条第 1 項の規定による条例で定める新設特定公園施設の設置の基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 115 号）で定める基準（福祉のまちづくり条例（平成 4 年兵庫県条例第 37 号）第 13 条第 1 項に規定する特定施設整備基準が同令で定める基準を上回る場合にあつては、特定施設整備基準）をもって、その基準とする。

第 6 条第 1 項中「法第 5 条第 2 項」を「法第 5 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地域主権改革一括法（第2次一括法）の施行による都市公園法の改正に伴い、都市公園の設置の基準及び公園施設の設置の基準を定め、また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準についても条例で定めることとされたため、必要な改正を行うもの。

【要旨】

都市公園法施行令及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌し規定

(市独自基準)

・兵庫県福祉のまちづくり条例の特定施設整備基準を規定